第百九条の二第四項	全額免除要件該当被保険者等	納付猶予要件該当被保険者等（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第十九条の二第一項に規定する納付猶予要件該当被保険者等をいう。）
	第九十条第一項各号	平成十六年改正法附則第十九条第二項各号
第百九条の二第八項	第一項の指定の手続その他前各項	平成十六年改正法附則第十九条の二第一項から第三項までの規定及び同条第四項の規定によりみなして適用される第四項から前項まで
第百十三条の二第四号	第百九条の二第七項	平成十六年改正法附則第十九条の二第四項の規定によりみなして適用される第百九条の二第七項

附　則

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則を次のように定める。

平成二十七年二月十二日

最高裁判所

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則

（総則）

第一条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（以下「法」という。）第四十二条に規定する採用試験をいう。以下同じ。）については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（採用試験における対象官職、種類及び種類ごとの名称）

第二条　法第三十六条に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職に準ずる官職として最高裁判所規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成二十一年最高裁判所規則第六号）（次号において「標準的な官職を定める規則」という。）の別表一の項第三欄第六号、第十一号及び第十五号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官（次項第一号及び第二号において「裁判所事務官」という。）

二　標準的な官職を定める規則の別表三の項第三欄第四号に規定する職制上の段階に属する家庭裁判所調査官補（次項第三号において「家庭裁判所調査官補」という。）

2　採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

一　裁判所事務官のうち、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を行うことをその職務とするもの

二　裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とするもの（前号に掲げるものを除く。）

三　家庭裁判所調査官補

3　採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　総合職試験（前項第一号及び第三号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であって、一定の範囲の知識、技術その他の能力（次号において「知識等」という。）を有する者として最高裁判所が定めるものごとに、受験者が前項第一号又は第三号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る法第三十四条第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次号及び次条第一項において「標準職務遂行能力」という。）及び前項第一号又は第三号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

二　一般職試験（前項第二号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であって、一定の範囲の知識等を有する者として最高裁判所が定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

4　前項に規定する採用試験の種類ごとの名称は、最高裁判所が定める。

（試験種目）

第三条　採用試験による能力（当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力をいう。）及び適性（当該採用試験に係る官職についての適性をいう。）を有するかどうかの判定は、前条第四項で定める採用試験ごとに最高裁判所が定める方法（以下この条において「試験種目」という。）により行う。

2　前項の規定により定めた試験種目ごとの出題分野又は内容は、最高裁判所が定める。

3　最高裁判所は、第一項の規定により定めた試験種目並びに前項の規定により定めた試験種目ごとの出題分野及び内容を官報により告知するものとする。

（試験機関）

第四条　試験機関は、最高裁判所とする。

2　最高裁判所は、採用試験の施行に関する事務を処理する権限の一部をその指定するものに委任することができる。

（雑則）

第五条　採用試験の方法、受験資格、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、人事院規則八―一八（採用試験）の規定を準用する。

2　この規則に定めるもののほか、採用試験に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○総務省令第六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十二日

総務大臣　山本　早苗

平成二十六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

平成二十六年度分として交付すべき地方交付税については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第一項の規定にかかわらず、同法、地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定により交付することとした普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成二十七年二月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百六十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　養父市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業及び歴史的建築物利用宿泊事業